

1	令和7年度 第1回厚真町農業委員会総会議事録
	令和7年4月30日（水） 午後2時00分から
2	令和7年度 第1回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第2会議室に招集する。
3	出席委員 13名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋宥悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 道営龍神第1地区換地委員会委員の選任 第4 令和7年度厚真町農業委員会執行方針 第5 諸般の報告 第6 農業者年金業務報告 第7 報告第1号 職員の人事異動 第8 報告第2号 各諸証明の発行 第9 報告第3号 厚真町「参考賃借料」の設定 第10 議案第1号 現況証明 第11 議案第2号 農用地利用集積計画の決定 第12 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査 奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から令和7年度第1回総会を開催します。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。
小谷会長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日澤田委員より欠席する旨報告ございました。 本日の出席委員は、14名中13名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午後2時00分）

(小谷会長)	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	それでは、岡嶋委員、藤本委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (小谷会長)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (小谷会長)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	日程第3 道営龍神第1地区換地委員会選任委員の選任を議題といたします。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局（石間主査）	本日配布しております、換地委員会の委員の選任についてをご覧ください。 道営土地改良事業における換地計画等の計画立案を公正かつ適正に行うため、事業地区ごとに換地委員会が設置されております。 このたび、厚真町土地改良区より道営龍神第1地区地区換地委員会委員の選任を依頼されましたので、選任を願います。 令和7年4月30日提出、厚真町農業委員会会長。 説明は以上です。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。換地委員会の委員の選任については、議長において指名することといたしたいと思います。 これについて、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	異議なしと認めます。 したがって、換地委員会の委員の選任については議長において指名することに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	それでは、換地委員を指名いたします。 道営龍神第1地区換地委員会選任委員に中島広幸委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
議長 (小谷会長)	日程第4 令和7年度厚真町農業委員会執行方針を議題といたします。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局（大垣局長）	令和7年度厚真町農業委員会執行方針についてご説明いたします。 資料の1ページをお開きください。 執行方針の構成については、例年通り 1 事業実施方針 2 取組内容 3 活動計画 としてございます。 1番の事業実施方針については、読み上げをいたします。 農業・農村を取りまく情勢は大きく変化しており、地球温暖化による異常気象や農業従事者の高齢化等による後継者・担い手不足、生産資材価格の高騰な

	どにより、農業経営環境はより厳しさを増していくことが懸念されます。 このような状況のなか、町は令和４年度に策定した『第８次厚真町農業振興計画』並びに国の新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた『第８次厚真町農業振興計画増補版』に基づき、新たな農業・農村づくりへ向けた施策を展開してまいります。 農業生産の基盤をなすとともに、基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は必要不可欠です。これらの対策が農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを再認識し、担い手への集積・集約化、新規参入の促進に積極的に取り組むほか、農地の遊休化の未然防止などの対策を一層推進してまいります。 一方で、今後も高齢化等により農家戸数は減少が続くと予測されるなか、認定農業者等の中心的経営体は農地の利用集積等により規模拡大が進んでおり、あっせんも増加傾向にあることから、地域計画を踏まえた適正かつ効果的な農地利用権の移動・調整を進めて行かなければなりません。 農業委員会は、引き続き関係機関と連携し、本町農業の持続的発展を図るため、農業委員に与えられた責務と役割を認識し、担い手の育成、農地利用の最適化の推進をはじめとする諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進めていくこととします。 ２ページをお開きください。 ２番の取組内容でございます。 昨年度と同様の３項目でございます。 １ 優良農地の確保と利用集積の促進 について２項目 （１）地域合意を基本とする農地利用調整の促進 （２）買入協議を通じた農地売買等事業（旧保有合理化事業）の活用でございます。 続いて、 ２ 経営支援システムの形成 について２項目 （１）経営の法人化・集落営農化 （２）経営支援システムの充実・強化 昨年度と同様の取組内容でございます。 ３ 次世代を担う多様な人づくり について２項目 （１）新規就農者（農家後継者・新規参入者）等の育成・確保 （２）女性農業者の能力の発揮 昨年度と同様の取組内容でございます。 特に新規参入者の育成・確保については、地域計画の目標地図を基に、就農地の確保を推進してまいりたいという考えでございます。 ３ページをお開きください。 ３番の活動計画でございます。 １ 諸会議等の開催 について８項目。 （１）農業委員会総会の開催 （２）農政部会及び農地部会並びに地域開発等対策特別委員会の開催 （３）あっせん委員会の開催。 （４）農地パトロールの実施による無断転用、荒廃農地、廃棄物投棄等の調査確認 （５）農作物の作況調査 （６）情報提供活動の推進 （７）意見公表活動等の取り組み
--	--

	(8) 農業委員活動記録の整備 でございます。 2 部会における諸対策の推進については、 農業経営の合理化と安定、基礎づくりを確立させるため、部会においては、 下記の諸対策を推進いたします。 (1) 農政部会においては、5項目 ①農業構造政策の推進 ②農業生産法人設立などに向けた啓蒙活動 ③認定農業者の掘り起こしや再認定の推進 ④農業者年金業務の推進・指導相談 ⑤家族経営協定の締結促進 でございます。 (2) 農地部会においては、4項目 ①農地法及び農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業推進法等関係業 務への適確な対応と推進 ②農地あっせんの推進 ③農用地確保、農地中間管理事業の推進、荒廃農地の発生防止対策 ④農地銀行活動の推進 でございます。 (3) 地域開発等対策特別委員会においては ①道営ほ場整備事業 でございます。 昨年度をもって、国営農業用水再編対策事業が事業完了いたしましたので、 事業名称を整理しております。 3 農業後継者対策の強化 については 強い体質の経営体の育成を促進するとともに、農業の担い手確保のため次の 諸対策を推進いたします。 (1) 農業後継者・配偶者対策の推進 (2) 新規就農者確保対策の推進 (3) 農業後継者対策事業の実施 以上の3項目でございます。 4 組織指導対策の強化 については 農業委員会系統組織との連携協力を強化するとともに、業務の適正かつ積極 的な活動を促進するため、次の諸対策を推進いたします。 (1) 地域内相談活動の促進 (2) 北海道農業会議、胆振地方農業委員会連合会との連携強化 以上の2項目でございます。 5 要請活動・研修会等への参加 (1) 全国農業委員会会長大会への参加 (2) 全道農業者年金研修会参加 (3) 農業会議主催の農業委員研修会参加 (4) 胆振地方農業委員会連合会主催の研修会参加 (5) 農業会議等の主催する事務局職員研修会参加 (6) その他関係研修会への参加
--	---

	以上の6項目でございます。 説明は以上でございます。
議長 (小谷会長)	令和7年度は、この執行方針に基づき、研修などを通じながら、委員活動を実施していきたいと考えておりますので、各委員のご協力をお願いいたします。 また一部、皆さんと検討していかなければならないことなのですが、農地部会の中に農地あっせんの推進とありますが、中間管理機構等が入ってくるため、この部分をですね、土地所有者の農地のあっせんの推進というような形で、いわゆる、高齢な地主さんを少しでも早めに、新しい農地を買って頂ける方に推進して集積活動をやっていかなければならないのではないかなというような、次年度、このような文言に変えていく可能性があります。 そういったことを皆さんと委員協議会で話し合いながら、この文言は時代遅れではないか等あれば協議したいと考えておりますのでその面も考慮して頂きたいと思います。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、令和7年度厚真町農業委員会執行方針は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第5 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (小谷会長)	日程第6 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しています、農業者年金処理台帳をご覧ください。 4月分の処理状況でございますが、 受付番号39番から43番、新制度の農業農業者老齢年金裁定請求書1件 再加入の農業者年金通常加入申込書3件 政策支援加入要件不該当届出書43件 計5件を処理しています。以上で、報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第7 報告第1号 職員の人事異動を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(大垣局長)	職員の人事異動についてご説明いたします。 議案書1ページでございます。 次のとおり人事異動を発令しましたので報告をいたします。 令和7年4月30日提出、厚真町農業委員会会長。 4月1日付け 大垣貴弘 農業委員会事務局長を命ずる。 以上で終わります。
議長 (小谷会長)	報告第1号 職員の人事異動については、報告のとおりといたします。

議長 (小谷会長)	日程第 8 報告第 2 号 各諸証明の発行を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 2 ページをご覧ください。 報告第 2 号 各諸証明の発行について。 厚真町農業委員会処務規定第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり発行したので報告します。 令和 7 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 証明番号 1 番 耕作証明 申請人 ○○ ○○○○ 以上のとおり発行しております。 以上で報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第 2 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、報告第 2 号 各諸証明の発行については、報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第 9 報告第 3 号 厚真町参考賃借料の設定を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 3 ページでございます。 報告第 3 号 厚真町参考賃借料の設定について。 農地法等の一部を改正する法律の施行により、標準小作料制度が廃止されたことに伴い、別紙のとおり参考賃借料を設定したので報告いたします。 令和 7 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、厚真町参考賃借料ということで、4 ページをご覧ください。 令和 7 年度厚真町「参考賃借料」でございますが、農地法の一部を改正する法律の施行に伴い、標準小作料制度が廃止され、これに代えて、農業委員会による実勢賃借料の情報提供が義務化されました。 本会では、改正法による実勢賃借料の情報提供とあわせまして、担い手の経営を守る視点から、地域の平均的な担い手が負担し得る賃借料として「参考賃借料」を設定いたしました。 まず田の部でございますが、 上で 15,000 円 中で 12,000 円、下で 10,000 円。 続いて畑の部でございますが、 上で 6,000 円、中で 4,000 円、下で 2,000 円ということで、こちらを参考賃借料として設定しておりますので報告をいたします。 以上で終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第 3 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。

議長 (小谷会長)	土地改良区の賦課金絡みで、私達の書類に記載されているどっちが払っているかということで、それによって賃借料が下がる傾向が出てくる可能性はありますか。 ただ、地主さんよりも耕作者が払っているケースが多くて、15,000 円ならそれですということで変えないところも結構ありますよね。 変わらないならいいんですけども、来年度に向けて変わる傾向が出て来たら、その理由も記載するようお願いいたします。
議長 (小谷会長)	ほかにありませんか。
早坂委員	去年の暮れにですね、一部の方から賃借料について、米価が上昇している状況を踏まえると、安いのではないかというご意見を頂きました。 その時は、転作して畑の人もいて、それらを総合的に見て、畑の作物の値段が上がっているわけではないので、現状で契約するのであれば、現状をもとにして欲しいと意見をさせて頂きました。 その後特に指摘とかは受けてはいないんですけども、中にはそのように不満に思っている地主さんもあるように思えるので、今後この賃借料が適正なのかということも踏まえて、なにか協議する場があればいいのかなと思っております。 どうこうしたいというわけではなくて、そういった事実があったということをご報告いたします。
中島純一委員	美里の場合、最近の賃借料は 13,000 円位だったんだけども、賦課金を全額借り手側が払うということで、賃借料を 1,000 円下げてもらって 12,000 円位。 賦課金の 4,000 円全額払いますよということで、地主さんにも納得して頂いてやってもらっていたんですけど。
議長 (小谷会長)	地域で決まったことについては農業委員会とやかくいうことはございませんし、私もはっきりいいまして、早坂委員と同じように電話を 6 件受けております。お米の金額が高いのに賃借料が安いということで。 答えたのも早坂委員と全く同じ。私達は国の調整で米を作っている人半分、米を休んでいる人半分です。 それは国が調整しているのであって、農家が希望しているわけではありません。ということから鑑みると、休耕されている方を上げるということとはできないし、今田んぼを作っている人は休耕が半分あるから田んぼを作れるんだよという国の事情ですので、国の方に申して欲しいと思いますし、農業委員会の会長としてもそれをお答えするのはできかねません。というように申しました。 こちら委員協議会の方で皆さん方の意見を聞きたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。
	【「はい」の声あり】
議長 (小谷会長)	これで質疑を終わります。 したがって、報告第 3 号 厚真町参考賃借料の設定については、報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第 10 議案第 1 号 現況証明を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(石間主査)	議案書 5 ページでございます。 議案第 1 号 現況証明について。 次のとおり現況証明願があったので提出します。 令和 7 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、所在、〇〇 〇〇番地 以下 3 筆。

	公簿が畑 1 筆・原野 2 筆、現況が畑。 申請現況は原野。現地確認の結果、原野と判定しております。 地積合計 〇〇㎡。 願出人・所有者 〇〇 〇〇〇〇 願出理由につきましては、地目変更登記のためでございます。 説明資料をご覧ください。 1 ページ申請地の位置図、2 ページ申請地の地番図、3 ページ申請地の写真図、4 ページが現地の写真でございます。 本来であれば、委員の皆様にご確認して頂くところでございますが、当該地は雑木が多数生えており、あきらかに非農地であると判断出来る土地であります。 また、委員の皆様は、この時期、種まき時期でお忙しいかと思いましたが、会長に確認のうえ、今回は事務局で現地確認をさせて頂きました。 なお、〇〇〇〇さんの農地の売買については、先月の議案であがっておりましたが、〇〇さんは当該地含め非農地も全て処分したいとのことでございます。 非農地につきましては、当初、〇〇〇〇で購入する話で進んでおりましたが、その後、〇〇〇〇さんが購入する意向を示されたことから、〇〇〇〇の方で、〇〇さんが購入できるよう〇〇さんと調整を行うとの事でございます。 説明は以上でございます
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
議長 (小谷会長)	この案件ですね、〇〇さんがですね、山は最初買わないと言っていたんです。 それを現地をよく考えてみると、買った方が得策だと〇〇さんが考えた上で、〇〇さんと今事務局から説明のあった通り、先月売買成立して、他の原野となりそうな畑だとかをきちっとした価格で買って頂きたいというのが申出で出たのでこのような運びになったということで、忙しいと思ったので、私の方で事務局の判断で写真は多めにとって頂きました。 それでよろしいでしょうか。
	【「はい」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 1 号 現況証明については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 11 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(石間主査)	議案書 6 ページをお開き下さい。 今回、促進計画案を取り扱う最初の総会となります。 厚真町では今年 3 月 31 日に地域計画を策定いたしました。これを受けて、従来の農業経営基盤強化法に基づく、農用地利用集積計画による出し手・受け手の相対による売買・賃貸が出来なくなり、代わりに 4 月 1 日より農地中間管理事業の推進に関する法律、通称 農地バンク法による北海道農業公社を経由

	した促進計画による賃貸・売買が開始となります。 ただし、以前から説明させて頂いているとおり、従来の基盤強化法では、計画を策定するのは、市町村又は農業委員会でありましたが、今後、計画を作成するのはあくまで公社であり、市町村又は農業委員会では計画案を作成することになります。 本文に戻ります。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和 7 年 4 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 今後、厚真町農業委員会では、農地バンク法に基づき、総会で促進計画案の決定と促進計画の策定を公社へ要請することの決定を行うこととなります。 農地バンク法では、促進計画案の公社への提出は、市町村が行うことになっておりますが、促進計画策定の公社への要請は農業委員会しか出来ないことになっております。 公社では、促進計画案の提出と策定の要請を受けて、正式に促進計画の決定を行えるということでございます。 ですので、総会では、促進計画案の審議だけでなく、要請も行う必要があるとのことでございまして、このような文書となっております。 議案書 7 ページをお開き下さい。 農用地利用集積等促進計画案の賃貸借関係でございます。 ご覧の通り、従来の農用地利用集積計画と若干様式が異なっております。今回の案件の中身を説明する前に、様式について説明いたします。 まず、受け人・渡し人ということですが、今後は公社が中間に入ることと、受け人とは、公社から農地を借りる人。渡し人とは公社へ農地を貸す人という意味になります。転貸人につきましては、全て公社となります。 つぎに、借賃の支払方法ですが、受け人・転貸人の両方記載しておりますが、これは、受け人が公社へ借賃を支払う期限・転貸人である公社が借賃を渡し人に支払う期限ということになります。 それでは、促進計画案の中身を説明いたします。 1 番、受け人 ○○ ○○○○。 渡し人 ○○ ○○○○。 設定する土地 ○○ ○○ 以下 2 筆。 現況、田、畑。 面積 田が○○㎡。畑が○○㎡。2 筆合計○○㎡。 存続期間は 10 年設定。 田は水張で○○円。畑は耕作面積で○○円。新規案件でございます。 続いて 2 番、受け人 ○○ ○○○○。 渡し人 ○○ ○○○○。 設定する土地 ○○ ○○ 以下 3 筆。 現況、田。
--	--

	面積 3筆合計〇〇㎡。 存続期間は3年設定。 田は水張で〇〇円。継続案件でございます。 説明は以上でございます。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 それでは、新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。 1番につきまして、安田委員お願いします。
安田委員	〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃貸借契約なんですけども、先月の総会で〇〇さんと〇〇さんが賃貸借した時に、隣接地に〇〇さんの農地がありまして、〇〇さんのお父さんと〇〇さんが友達ということもありまして、賃貸借をお願いいたしまして、今回契約しましたのでお願いいたします。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。 それでは、議案第2号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
議長 (小谷会長)	こちら新事業に変わっていますので、この内容についていま説明されましたが詳しいことは、このあとの委員協議会で再度説明して頂いて、この場は通して頂きたいということでございます。
議長 (小谷会長)	なにかございませんか
	【ありませんと声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第2号について起立により採決いたします。 本案について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第2号 農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第12 農地移動適正化あっせん委員の指名 を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	（あっせん地について説明）
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 〇〇市 〇〇〇〇さんの申し出地につきましては、高橋職務代理、米澤委員、早坂委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願いいたします。
議長 (小谷会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和7年度第1回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午後2時45分 閉会】

